

第1章 基本的な考え方 比較とポイント

第2次プラン	第3次プラン案
<p>1 趣旨</p> <p>松本市では、外国人住民に係る施策を推進するため、平成23年7月に「松本市多文化共生推進プラン」を策定し、様々な分野で各種施策に取り組んできました。</p> <p>この間、平成24年7月には、外国人登録制度が廃止され外国人住民も住民基本台帳の対象となり、地域の一員としての役割を担っています。また、永住者の増加などにより定住化傾向にあり、外国人住民を共に地域で暮らす市民として、多文化共生の地域づくりを一層進める必要性が生じてきました。</p> <p>多文化共生を取り巻く状況は変化してきており、第1次プランの目標年度が平成27年度となっていたことから、平成26年度に実施した「松本市多文化共生実態調査」の分析や、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、施策の継承や見直しを図り、今後5年間に取り組むべき、多文化共生施策を総合的に進めていくため、「第2次松本市多文化共生推進プラン」を策定しました。</p>	<p>1 策定の趣旨</p> <p>(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内外国人住民は、約4,000人(市内全体の約1.7%) ・国・地域別人口は、「中国」、「韓国・朝鮮」の2カ国がともに約千人で半数を占めており、他にブラジルや東南アジア出身者が多いのが特徴。 ・近年は、永住者が年々増加する一方、技能実習や留学など比較的短期の在留資格を持つ外国人住民も増加している。 <p>(考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの多文化共生施策の進捗状況を踏まえつつ、今後5年間に取り組むべき、多文化共生施策を総合的に進めていくための「第3次松本市多文化共生推進プラン」(以下「プラン」という。)を策定する。 ・外国人住民は将来にわたって、本市に居住し、地域社会の一員として今後の松本市を形成する存在である。 ・「誰一人取り残さない」という視点で多文化共生に向けた取り組みを推進する。 <div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">○ポイント</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>「誰一人取り残さない」というSDGsの考え方を新たに盛り込む。</p> </div>

<p>2 位置付け</p> <p>本プランは、本市の上位計画である松本市総合計画の基本施策の一つ「多文化共生の推進」に基づく個別計画であり、市内の各部局が所管する関連計画とも整合を図りながら定めるものです。また、長野県が策定した「長野県多文化共生推進指針（平成27～31年度）」等も参考にし、本市の多文化共生の実情等を踏まえ策定しています。</p>	<p>2 位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の上位計画である松本市総合計画や市内の各部局が所管する関連計画とも整合を図りながら定める。 ・総務省が令和2年8月に策定するプランや長野県が令和2年3月に策定した「長野県多文化共生推進指針2020」も参考にする。 <p>○ポイント</p> <p>総務省が策定予定の計画と長野県の推進指針2020との整合を図る。</p>
<p>3 期間</p> <p>本プランの期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等、新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合や、本プランの推進状況等により、必要に応じて内容の見直しを行います。</p>	<p>3 期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本プランの期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。
<p>4 第1次プランからの見直しの視点</p> <p>本プランの策定に当たっては、プランの進行政管理及び多文化共生に関する調査、研究等を行うことを目的として設置されている松本市多文化共生推進協議会（以下「協議会」という。）において、主な見直しの視点を下記のとおりとし協議を重ねました。</p>	<p>4 第2次プランからの見直しの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本プランの策定にあたっては、日本人・外国人市民、有識者、関係団体、事業所、行政機関で構成する松本市多文化共生推進協議会において、協議を重ね策定する。 ・第1次プランからの基本理念は継承しつつ、本市を取り巻く社会情勢や令和元年度に実施した多文化共生実態調査の結果を参考とする。 ・第2次プランの各施策の達成状況や、未達の原因分析等を行い、担当課と伴に施策のブラッシュアップと強化を図る。

<p>(1) 第1次プランの施策推進状況や平成26年度に実施した「松本市多文化共生実態調査」の分析などから現状を踏まえ、第1次プランの基本理念及び方向性といった基本部分は継承し、実行性の高い具体的施策を検討し明記する。</p> <p>(2) 第1次プランでは、「多文化共生＝外国人住民への支援」という印象があったことを踏まえ、市民への多文化共生意識の広がりにつながるよう、地域づくりと連携した具体的施策を検討する。</p>	<div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">○ポイント</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念は継承する。 ・ 「外国人住民への支援」から「外国人住民が地域とつながり、地域社会の一員として参画する」とした第2次プランの考え方を継承する。 ・ 実効性の高い具体的施策を検討する。
<p>5 基本理念</p> <p>(1) 「人権」の視点から考える 多文化共生は人権の問題であり、日本人住民も外国人住民も一人ひとりの人権が尊重され、社会の構成員としてその存在を認められる必要があります。</p> <p>(2) 「同じ」を共有し「ちがいを認め合う 多文化共生は、人間として「同じ」部分を共有し、なおかつ「ちがいを認め合うことです。これによって、慈しみ、尊重し合える人間関係や社会づくりにつなげていくことができます。日本社会への同化ではなく、外</p>	<p>5 基本理念</p> <p>【 松本市が目指す 多文化共生の まち 】</p> <p>(1) 「人権」の視点から考える (2) 「同じ」を共有し「ちがいを認め合う (3) 「多様性」を活力に変える (4) 地域づくりにつなげる</p> <div style="background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;">○ポイント</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4つの基本理念を継承する。 ・ 松本市が目指す多文化共生のまちを言葉で示す。(キャッチコピー)

国人住民も日本人住民も協力した上での「統合」を目指します。

(3) 「多様性」を活力に変える

多文化共生を推進していくには、言語や文化などが多様であることを効率や経費の面からマイナスに捉えるのではなく、「視野を広げる」、「異なる視点から見る」などプラスに捉えることが必要です。「ちがひ」を当たり前にして、お互いの理解を深め、平和で豊かな地域社会の構築を推進します。

(4) 地域づくりにつなげる

多文化共生は、単に困っている人を支援するというものではありません。住んでいる地域でのつながりや助け合いが生まれる、地域づくりの課題であることを認識し、外国人住民も地域社会の一員として参画する地域づくりを推進します。

6 6つの方向性

(1) 市民との協働

外国人住民、地域住民、市民活動団体、企業、関係機関、行政の協働で進めます。

(2) 課題の共有と役割の分担

5年ごとに実施する「多文化共生実態調査」の分析や、プランの推進状況に基づき、協働で進める上での課題を共有し、役割を分担します。

(3) キーパーソンの活用

地区キーパーソン及びキーパーソンネットワークを、外国人住民の相談やニーズの集約、外国人住民への情報の伝達、外国人住民の地域づくりへの参画に活用します。(P27イメージ図)

(4) プランの進行管理

本プランに基づく施策の実施状況及び多文化共生の推進状況について、毎年年次報告を行います。報告内容に対する多文化共生推進協議会の評価・提言等を踏まえ、検討、調整の上、各種事業に反映します。

(5) 市民による議論

多文化共生は4つの基本理念に基づく共

6 基本目標

(1) これまでのプランの体系は、基本理念⇒6つの方向性⇒各分野の施策であったが、次期プランでは「6つの方向性」を「基本目標」に改め、基本理念⇒基本目標⇒施策の方向性という繋がりにはどうか。

【基本目標1 コミュニケーション】

言葉の壁を越え対話が活発であり、必要な情報を得られるまち

【基本目標2 教育・子育て】

どの子どもに必要な学びが得られる（誰一人取り残さない）まち

【基本目標3 暮らし】

外国人住民と共生する安心・安全で支え合いの心がつながるまち

【基本目標4 地域での共生】

地域の誰もが多文化共生に関心を持ち、外国人住民が参画する持続可能なまち

○ポイント

体系図を見直し、基本理念から具体的施策までの繋がりをよくする。(体系図別紙)

○ポイント

基本目標は、これまでのプランとの整合を図るため、第2次プランの3つの施策項目を基とする。

生のまちづくりです。市民一人ひとりの多文化共生意識を高める議論を巻き起こしていく必要があります。

(6) 社会参画に対する位置付け

長期的には、外国人住民の人権が尊重され、将来の地域社会を共に形成していく多様な担い手として、それぞれの役割の位置付けを確立する取組みにつなげます。

7 各分野の施策項目

(1) コミュニケーション支援

ア 情報の多言語化とキーパーソン活用
(5 施策)

イ 日本語及び日本社会に対する学習支援
(4 施策)

(2) 生活支援

ア 防災 (4 施策)

イ 子どもの育成 (16 施策)

ウ 労働環境 (4 施策)

エ 医療・保健 (3 施策)

(3) 「多文化共生」の地域づくり

ア 地域社会に対する意識啓発 (3 施策)

イ 外国人住民の自立と社会参画 (4 施策)

7 施策の方向性

第2次プランでいうところの、「各分野の施策」の小項目を整理し、「施策の方向性」としてはどうか。

基本目標	施策の方向性
1 コミュニケーション 言葉の壁を越え対話が活発であり、必要な情報を得られるまち	1-1 多言語・多様な方法による発信
	1-2 キーパーソンの活用
	1-3 多様なニーズに応える日本語学習支援
2 教育・子育て どの子どもに必要な学びが得られる（誰一人取り残さない）まち	2-1 日本語教育及び就学支援体制の充実
	2-2 子育てしやすい環境づくり
3 暮らし 外国人住民と共生する安心・安全で支え合いの心がつながるまち	3-1 災害対応力の向上
	3-2 就労支援や医療機関を受診しやすい体制づくり
4 地域社会 地域の誰もが多文化共生に関心を持ち、外国人住民が参画する持続可能なまち	4-1 地域社会に対する意識啓発
	4-2 外国人住民の社会参画

○ポイント

施策の方向性は、第2次プランの具体的施策に基づいて作成。

<p>8 市民・地域・行政の役割</p> <p>多文化共生のまちづくりを進めるためには、市民、地域、行政がそれぞれの立場において担い手となり、互いが連携し協働して取り組むことが必要です。</p> <p>そして、多様性の一つとして国籍や文化の違いを認め合い、誰もが地域社会の一員として参加する積極的な姿勢を持ち、多文化共生社会の実現と、市民一人ひとりの「いのち」と「暮らし」と「絆」を尊重するまちづくりにつなげます。</p> <p>(1) 市民の役割</p> <p>市民は、地域づくりの主役であり、互いの文化や人権を尊重し、相互理解を深め、共に暮らすという意識を高めることが求められます。</p> <p>外国人住民は、地域の文化や習慣に関する理解を深めるとともに、地域社会の一員として積極的に地域の活動に参加することが求められます。</p> <p>(2) 地域の役割</p> <p>地区、町会（自治会）、NPO、企業、教育</p>	<p>8 市民・地域・行政の役割</p> <p>基本的には、第2次プランで掲げた役割を継承する。</p> <p>(1) 市民の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域づくりの主役であるため、互いの文化や人権を尊重し、相互理解を深め、共に暮らすという意識を高める。 ・外国人住民は、地域の文化や習慣に関する理解を深めるとともに、地域社会の一員として積極的に地域の活動に参加する。 <p>(2) 地域の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区、町会（自治会）、NPO、事業所、教育等関係機関は、その専門性や広いネットワークを活かし、共生による地域貢献として、日本人住民への多文化共生の意識啓発や外国人住民への支援などを行う。 ・地域活動を円滑に進め、参加者の増加につなげるため、日本人及び外国人住民同士の豊かな人間関係を育み、地域のつながりを構築していく。 <p>(3) 行政の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、多文化共生社会の実現に向け、市民や地域と連携し協働する体制づくりを担う ・町会などを核とする自治の仕組みを活かし、「多文化共生の地域づくり」を推進していくため、協働関係をさらに強固なものにする。 ・市は、長野県や県内の他市町村と連携し、協働する。 ・市は、長野県多文化共生推進指針 2020 で県の役割とされている「多文化共生の推進は国全体で体系的に進めていくことが必要であることから、機会を捉え、関係
---	---

等関係機関は、その専門性や広いネットワークを活かし、共生による地域貢献として、日本人住民への多文化共生の意識啓発や外国人住民への支援等が求められます。

また、地域活動を円滑に進め、参加者の増加につなげるため、日本人及び外国人住民同士の豊かな人間関係を育み、地域の「絆」を構築していくことが求められます。

(3) 行政の役割

市は、多文化共生のまちづくりの理念を掲げ、外国人住民への行政サービスの提供者であるとともに、市民の役割及び地域の役割を果たせるように、多文化共生社会の実現に向け、連携し協働する体制づくりを担います。町会等を核とする自治の仕組みを活かし、「多文化共生のまちづくり」を推進していくため、協働関係を更に強固なものにしていきます。

省庁に対して多文化共生に係る基本法の制定や各自治体を実施する施策に必要な財源措置等を要望します。」について、必要に応じ、県と連携し、協働する。